行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

平成29年度滋賀県行政書士会定時総会報告

広報部長　奥野 慎太郎

平成29年度滋賀県行政書士会定時総会が、下記のとおり開催された。

記

1 日　　時　平成29年5月27日（土）午後1時30分から
2 場　　所　クサツエストピアホテル
3 出席者数　311名（当日出席者117名、委任状提出者194名）
4 次　　第
(1) 開会のことば　(2) 物故会員に対する黙祷
(3) 会長あいさつ　(4) 功労者表彰
(5) 来賓祝辞　(6) 議長選出
(7) 議事録署名人選出
(8) 議案審議
第1号議案　平成28年度滋賀県行政書士会事業報告について
第2号議案　平成28年度滋賀県行政書士会収支決算報告及び監査報告について
第3号議案　平成29年度滋賀県行政書士会事業計画（案）について
第4号議案　滋賀県行政書士会館用地取得について
第5号議案　平成29年度滋賀県行政書士会収支予算（案）について
第6号議案　滋賀県行政書士会役員及び綱紀委員の選任を求めることについて
(9) 閉会のことば
5 議事概要

(総会成立宣言) 司会者の炭本淳子総務部長は、本会総会は会則第35条の規定により会員定数の3分の1以上の出席を必要とするが、会則第37条の規定により委任状による出席が認められており、会員総数451名に対して出席者数117名、委任状提出者194名であり総会は有効に成立していることを宣言した。

(議長の選任) 司会者は、議案審議前に議長選出の方法を議場に諮ったところ、「司会者一任」の多数の意見により、司会者が湖東支部の上野幸夫会員を指名した。

(議事録署名人の指名) 上野議長は、議長就任を宣言し、会則第41条の定めにより議事録署名人に大津支部の井口盛司会員と湖南支部の奥野慎太郎会員を指名し、両名はこれを了承した。

(議案審議)

第1号議案　平成28年度滋賀県行政書士会事業報告について
第2号議案　平成28年度滋賀県行政書士会収支決算報告及び監査報告について

議長は、第1号議案と第2号議案は共に関連があるので一括上程する旨を述べ、執行部の松村弘副会長が提案説明を行った。続いて、奥村達之監事より監査報告が行われた。

まず議長から当該議案については質問書が提出されていないと説明があり、直ちに第1号議案と第2号議案を一括して採決すると述べ、採決を議場に諮ったところ、第1号議案と第2号議案は、挙手による採決の結果、挙手多数により原案どおり可決承認された。

第3号議案　平成29年度滋賀県行政書士会事業計画（案）について
第4号議案　滋賀県行政書士会館用地取得について
第5号議案　平成29年度滋賀県行政書士会収支予算（案）について

議長は、第3号議案と第4号議案および第5号議案は共に関連があるので一括上程する旨を述べ、執行部の井上超由副会長が提案説明を行った。

議長から、当該議案については質問書が提出されていないと説明があり、直ちに第3号議案と第4号議案および第5号議案を一括して採決すると述べ、採決を議場に諮ったところ、大津支部の松田健会員から、井上副会長の提案説明を聞いて、質問書を提出してはいないが用地取得について質問したいことがあるので許可してほしいと発言があり、議長がこれを認め、質問発言を許可した。

・松田会員によるによる第4号議案に対しての質問要旨
1. 用地取得代金の予定金額
2. 用地取得代金の返済計画
・井上副会長による質問に対しての答弁要旨
1. について
大津市当局より示されている提示書のとおりである。
2. について
さまざまな返済計画を検討しており、現在折衝中である。

議長は質疑を打ち切り、第3号議案と第4号議案および第5号議案を一括して採決すると述べ、採決を議場に諮ったところ、第3号議案と第4号議案および第5号議案は、挙手による採決の結果、挙手多数により原案どおり可決承認された。

第6号議案　滋賀県行政書士会役員及び綱紀委員の選任を求めることについて

議長は、「第6号議案　滋賀県行政書士会役員及び綱紀委員の選任を求めることについて」を上程し、執行部に提案説明を求めた。

中村純一郎副会長は、「第6号議案については、会長および役員の任期は2年であり、本総会はその改選期に当たり、役員の選任については、滋賀県行政書士会役員等選任規則に基づいて会長は選挙、その他の役員および綱紀委員は選考により選出することになっている。会長選挙に関しては、選挙管理委員会に、その他の役員および綱紀委員については、選考委員会に適切な選任を求めるものである」と述べた。

議長は、当該議案については質問書が提出されていないとの説明後、選挙の執行に関する権限を北村喜代信選挙管理委員長に委ねた。

議長から会長選挙の執行を委任された北村選挙管理委員長は、立候補者が大津支部所属の井上超由会員のみであり、同会員の無投票による当選が確定したと述べ、議場の権限を議長に返還した。

議長は、井上会員が当選したと報告し、北村選挙管理委員長より当選証書が交付された。

続いて議長は、次に副会長、理事、監事、綱紀委員の選任は滋賀県行政書士会役員等選任規則第3条の規定により選考によることとなっており、その選考は同規則第34条により、本総会で当選した会長および選考委員7名をもって構成する選考委員会をもって行うことになっていると述べ、既に支部総会で選任され、報告を受けた選考委員の発表を中村副会長に求めた。

議長の指示により、中村副会長が選考委員7名を発表したのち、議長が発表された選考委員7名を選任することについて、挙手による採決を行った結果、挙手多数により可決承認された。

議長は、役員選考委員会の開催のため一時休憩を宣言した。

再開後、議長は役員選考委員会に役員の選考結果の報告を求めたところ、中野宏昭役員選考委員長により報告が行われた。

議長は、役員の選考結果について議場に諮ったところ、「異議なし」であることを確認した。

次に議長は、第6号議案について挙手により採決を行ったところ、挙手多数により可決承認された。

続いて議長は、井上新会長より発言を求められているので、これを許可した。

井上新会長は、会則第87条により、本会の名誉会長に前会長の盛武隆会員を選任したい旨発言し、承認を賜りたいと提案した。

議長は、盛武会員の名誉会長就任について議場に諮ったところ、「異議なし」であることを確認し、盛武会員が名誉会長に就任することが承認された。

この後、新役員全員が整列し、代表して井上新会長があいさつをした。

(議長の退任) 議長は、本総会の全ての議案審議終了を宣言し、自ら議長の職を解き降壇した。

松村副会長が閉会の言葉を述べて、総会は午後4時00分に散会した。

(この記事は、平成29年度滋賀県行政書士会定時総会議事録に広報部が適宜変更を加えて掲載しております。)